

障害者虐待の防止と対応

平成24年6月5日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域移行・障害児支援室

虐待防止専門官
障害福祉専門官

曾根 直樹

障害者虐待防止法の成立に至る経緯

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年

厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

平成17年11月

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立

附則2項

「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の経緯

第171回通常国会

- 平成21年7月9日：民主党・社会民主党・国民新党 衆議院に提出
法案名：「障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案」
- 平成21年7月9日：自由民主党・公明党 衆議院に提出
法案名：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」
- 平成21年7月21日：衆議院解散に伴い廃案

第173回臨時国会

- 平成22年4月27日：自民党、公明党 衆議院に再提出（継続審議、平成23年6月14日法案撤回）
※みんなの党も提出会派として追加

第177回通常国会

- 平成23年6月14日：衆議院 厚生労働委員会
・牧義夫厚生労働委員長が委員長案を提出
法案名：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」
- 平成23年6月14日：衆議院 本会議 法案を可決（全会一致）
- 平成23年6月16日：参議院 厚生労働委員会 法案を可決（全会一致）
- 平成23年6月17日：参議院 本会議 法案を可決（全会一致）
- 平成23年6月24日：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」公布

障害者虐待防止法の成立

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法)の成立

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

平成24年10月1日施行

I 障害者虐待防止と対応の基本

マニュアルP.1

(2)「障害者虐待」の定義 (P.2)

障害者

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義。
「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」障害者手帳を取得していない場合も含まれる。18歳未満の者も含まれる。

障害者虐待

- (ア) 養護者による障害者虐待
- (イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- (ウ) 使用者による障害者虐待 (第2条第2項)

虐待行為の禁止

「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」(第3条)

ア 養護者による障害者虐待 (P.2)

養護者

- ・「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義。
- ・身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当。
- ・同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合あり。

- ① **身体的虐待** 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② **性的虐待** 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ **心理的虐待** 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ **放棄・放任** 障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- ⑤ **経済的虐待** 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること(障害者の親族による行為が含まれる)。

※18歳未満の障害児に対する養護者虐待の通報の受理や通報に対する虐待対応は、児童虐待防止法が適用。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 (P.3)

障害者福祉施設従事者等

障害者自立支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none">・障害者支援施設・のぞみの園	
障害福祉サービス事業	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス事業 ・一般相談支援事業及び特定相談支援事業・移動支援事業・地域活動支援センターを運営する事業・福祉ホームを運営する事業・厚生労働省令で定める事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助

(障害者虐待防止法第2条第4項)

- ① **身体的虐待** 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② **性的虐待** 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ **心理的虐待** 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は**不当な差別的な言動**その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ **放棄・放任** 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、**他の利用者による**①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき**職務上の義務を著しく怠ること**。
- ⑤ **経済的虐待** 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

※高齢者関係施設の入所者への虐待→65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用。児童福祉施設の入所者への虐待→18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用。

ウ 利用者による障害者虐待 (P.4)

利用者

「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」。派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていない。

- ① **身体的虐待** 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴力を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② **性的虐待** 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ **心理的虐待** 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は**不当な差別的言動**その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ **放棄・放任** 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、**他の労働者による**①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- ⑤ **経済的虐待** 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

※使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず(18歳未満や65歳以上でも)障害者虐待防止法が適用。

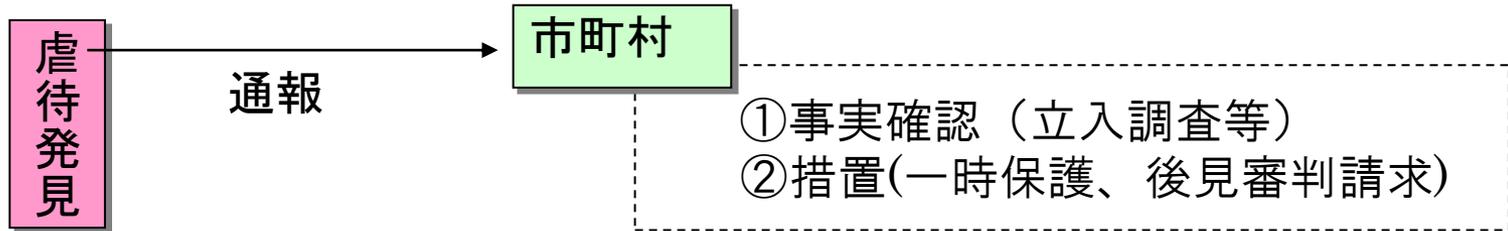
障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲 (P.7)

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別で整理すると下記のとおり。

年齢	所在場所 在宅 (養護者・保護者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所
		<障害者自立支援法>		<介護保険法>	<児童福祉法>			
		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、GH等含む)	相談支援事業所	高齢者施設	障害児施設等	相談支援事業所		
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援(都道府県)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県市町村)	—	改正児童福祉法 ・適切な権限行使(都道府県)	適用法令なし ※障害児相談支援事業所については、障害者虐待防止法の省令で規定することを検討	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県労働局)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置(施設長)
18歳以上 65歳未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援(市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県市町村)	—	【20歳まで】	—	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県労働局)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置(施設長)
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援(市町村)			高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県市町村)	—	—		

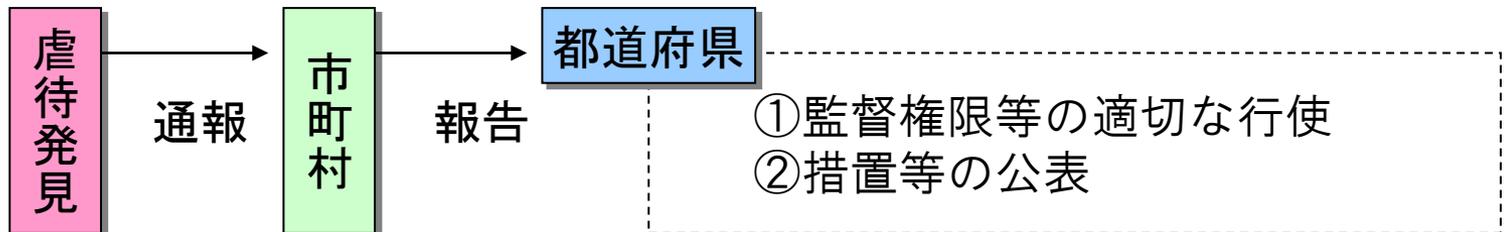
養護者による障害者虐待

[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保



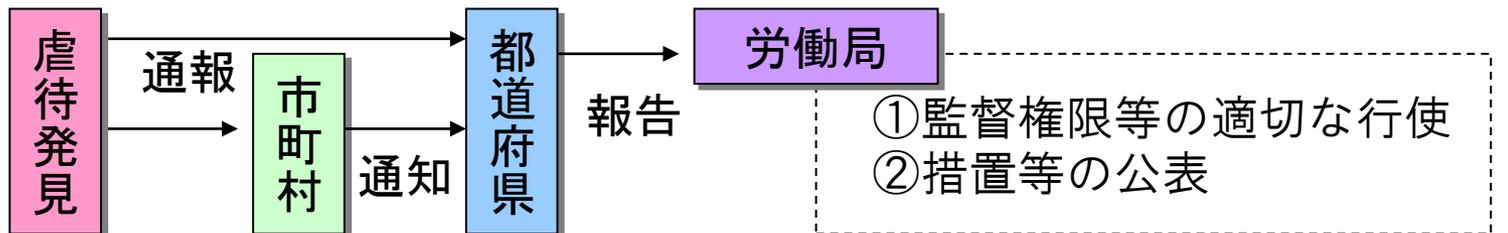
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

[設置者等の責務]虐待防止のための措置の実施



使用者による障害者虐待

[事業主の責務]虐待防止等のための措置の実施



2 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点 (P.8)

(1) 障害者虐待防止と対応のポイント

障害者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまで、障害者の**権利擁護を基本に置いた切れ目ない支援体制**を構築する必要。

ア 虐待を**未然に防ぐ**ための積極的なアプローチ

イ 虐待の**早期発見・早期対応**

ウ 障害者の**安全確保を最優先**する

エ 障害者の**自己決定の支援**と**養護者の支援**

オ **関係機関の連携・協力**による対応と体制

(2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント (P.10)

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意。虐待かどうかの判断が難しい場合は、**虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応。**

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

イ 障害者本人の「自覚」は問わない

ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

エ 虐待の判断はチームで行う

3 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等 (P.12)

(1) 国及び地方公共団体の責務

障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援等を行うため、以下の責務が規定されている。

- ① 関係機関の連携強化、支援などの**体制整備**(第4条第1項)
- ② 人材の確保と資質向上のための**研修等**(第4条第2項)
- ③ 通報義務、救済制度に関する**広報・啓発**(第4条第3項)
- ④ 障害者虐待の防止等に関する**調査研究**(第42条)
- ⑤ 成年後見制度の**利用の促進**(第44条)

(2) 国民の責務 (P.13)

国民は、障害者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない(第5条)。

(3) 保健・医療・福祉等関係者の責務 (P.13)

保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない(第6条第2項)。

関係者

- ・ 障害福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
- ・ 障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者等

これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない(第6条第3項)。

以下の関係者にそれぞれの責務を規定。

① **障害者福祉施設の設置者等**

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置(第15条)

② **使用者**

労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備などの使用者による障害者虐待防止等のための措置(第21条)

③ **学校の長**

教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置(第29条)

④ **保育所等の長**

保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置(第30条)

⑤ **医療機関の管理者**

医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置(第31条)

(1) 市町村の役割と責務

ア 養護者による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の速やかな障害者の**安全確認**、通報等に係る**事実確認**、障害者虐待対応協力者との対応に関する**協議**(第9条第1項)
- ② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による**措置**及びそのための**居室の確保**(第9条第2項、第10条)
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法に規定する**成年後見制度**の利用開始に関する**審判の請求**(第9条第3項)
- ④ **立入調査**の実施、立入調査の際の**警察署長に対する援助要請**(第11条、第12条)
- ⑤ 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障害者に対する**養護者の面会の制限**(第13条)
- ⑥ **養護者に対する負担軽減**のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障害者が短期間養護を受ける居室の確保(第14条第1項・第2項)
- ⑦ 関係機関、民間団体等との**連携協力体制の整備**(第35条)

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の事実確認等(→省令で定める)
- ② 通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告(第17条)
- ③ 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者自立支援法等に規定する権限の行使(第19条)

ウ 使用者による障害者虐待について

通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知(第23条)

エ 市町村障害者虐待防止センターの機能と周知

市町村は、障害者福祉所管部局又は当該市町村が設置する施設において、市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにすることとされている。(第32条第1項)

具体的な業務

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する**通報又は届出の受理**(第32条第2項第1号)
- ② 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための**相談、指導及び助言**(第32条第2項第2号)
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する**広報・啓発**(第32条第2項第3号)

- ・休日や夜間においても速やかに対応できる体制を確保することが必要。
- ・市町村障害者虐待防止センターの業務の全部又は一部の委託可(第33条第1項)。
- ・この場合、市町村の担当部局との常時の連絡体制を確保することが必要。
- ・市町村障害者虐待防止センター、市町村障害者虐待対応協力者の住民や関係機関への周知(第40条)。
- ・市町村障害者虐待防止センターの電話番号等についても周知。
- ・休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知。

市町村障害者虐待防止センター等の周知事項の例

障害者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、お問い合わせは下記まで

【日中(○時～○時)】

〇〇市役所 □□課 △△係 TEL 〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇-〇〇〇〇

〇〇市障害者虐待防止センター TEL △△-△△△△ FAX 〇〇-〇〇〇〇

〇〇地域基幹相談支援センター TEL ××-×××× FAX 〇〇-〇〇〇〇

【休日夜間(○時～○時)】

〇〇地域基幹相談支援センター(携帯) TEL ×××-×××-××××

携帯メールアドレス aaaaa@bbbb.ne.jp

(2) 都道府県の役割と責務 (P.17)

ア 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者自立支援法等に規定する権限の行使(第19条)
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況やその際に採った措置等の公表(第20条)

イ 使用者による障害者虐待について

使用者による障害者虐待に係る事項の都道府県労働局への報告(第24条)

ウ 都道府県障害者権利擁護センターの機能と周知

都道府県は、障害者福祉所管部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにすること。(第36条第1項)

都道府県障害者権利擁護センターの具体的な業務

- ① 利用者虐待に関する通報又は届出の受理(第36条第2項第1号)
- ② 市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助(第36条第2項第2号)
- ③ 障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介(第36条第2項第3号)
- ④ 障害者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等(第36条第2項第4号)
- ⑤ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供(第36条第2項第5号)
- ⑥ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発(第36条第2項第6号)
- ⑦ その他障害者虐待の防止等のために必要な支援(第36条第2項第7号)

- ・都道府県障害者権利擁護センターは、休日や夜間における利用者による障害者虐待についても速やかに対応できる体制を確保することが必要。
- ・都道府県障害者虐待対応協力者(都道府県社会福祉協議会など)のうち適当と認められるものに、都道府県障害者権利擁護センターが行う業務(②を除く。)の全部又は一部を委託することができます(第37条第1項)。
- ・都道府県障害者権利擁護センター、都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示、住民や関係機関に周知(第40条)。
- ・都道府県障害者権利擁護センターが、利用者による障害者虐待の通報窓口であることや都道府県の担当部局・都道府県障害者権利擁護センター名、その電話番号等についても周知。
- ・休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知することが必要。

都道府県障害者権利擁護センター等の周知事項の例

【日中(○時～○時)】

〇〇県庁 □□課 △△係 TEL 〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇-〇〇〇〇

〇〇県障害者権利擁護センター TEL △△-△△△△ FAX 〇〇-〇〇〇〇

【休日夜間(○時～○時)】

〇〇県障害者権利擁護センター(携帯)TEL ×××-×××-××××

携帯メールアドレス aaaaa@bbbb.ne.jp

通報義務 (P.109, P.111, P.112)

第七条 第一項

養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを**市町村**に通報しなければならない。

第十六条 第一項

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを**市町村**に通報しなければならない。

第二十二条 第一項

使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを**市町村又は都道府県**に通報しなければならない。

Ⅱ 養護者による障害者虐待の防止と対応

マニュアルP.22

1 障害者虐待の防止に向けた取り組み(P.23)

(1) 知識・理解の啓発

- ・障害者虐待はどここの家庭でも起こりうる身近な問題。
- ・養護者本人には虐待をしているという認識がない場合もある。
- ・障害者自身も、虐待だと認識できない、被害を訴えられない場合もある。

(2) 虐待防止ネットワークの構築

自立支援協議会に権利擁護部会を設置するなど、定期的な情報交換や体制作り

① 虐待の予防、早期発見、見守りネットワーク

地域住民・民生委員・社会福祉協議会・知的障害者相談員・家族会等

② サービス事業者等による虐待発生時の対応ネットワーク

障害福祉サービス事業者・相談支援事業者等

③ 専門機関による介入ネットワーク

警察・弁護士・医療機関・社会福祉士・権利擁護団体等

(3) 養護者支援による虐待の防止

- ・家庭全体の状況から家庭の抱える問題を理解し、支援を行う。
- ・養護者への支援を行うことで、障害者虐待を未然に防ぐことができる。

2 障害者虐待の早期発見に向けた取り組み(P.24)

(1) 通報義務の周知

- ・ 広報誌・啓発ポスター・パンフレットによる住民への周知
- ・ 養護者・家族・本人への伝達

(2) 早期発見に向けて

- ・ 相談支援専門員や障害福祉サービス事業所の職員による気づき
- ・ 見守りネットワークによる気づき
- ・ 障害者虐待発見チェックリストの活用(P.26～28)

3 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応(P.29)

養護者による障害者虐待への対応(市町村) (P.69)

養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

養護者による虐待を受けた障害者

通報

届出

(1) **市町村虐待防止センター**(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付(受付記録の作成)

(直ちに招集)

(2) 対応方針の協議 《**コアメンバー**》(通報等の内容を詳細に検討)

(3) 事実確認・訪問調査(安否確認) ※必要に応じて都道府県に相談・報告

(4) ケース会議の開催 《**コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム**》

(5) **立入調査**(安否確認) ※市町村職員が実施 ※警察署長への援助要請

ケース会議の開催 《**コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム**》

緊急性の判断

(9) 成年後見制度利用開始の審判請求

※成年後見制度利用支援事業

(8) 養護者への支援

(7) 障害者への支援

(6) 障害者の保護

・短期入所
・入院・施設入所

※やむを得ない事由による措置

(10) モニタリング ・ 虐待対応の終結

市町村

養護者による障害者虐待への対応(市町村) (P.69)

養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

養護者による虐待を受けた障害者

通報

届出

(1) 市町村虐待防止センター(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付(受付記録の作成)

(直ちに招集)

(2) 対応方針の協議 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

(3) 事実確認・訪問調査(安否確認) ※必要に応じて都道府県に相談・報告

(4) ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

(5) 立入調査(安否確認) ※市町村職員が実施 ※警察署長への援助要請

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

緊急性の判断

(9) 成年後見制度利用開始の審判請求

※成年後見制度利用支援事業

(8) 養護者への支援

(7) 障害者への支援

(6) 障害者の保護

・短期入所
・入院・施設入所

※やむを得ない事由による措置

(10) モニタリング ・ 虐待対応の終結

市町村

養護者による障害者虐待への対応(市町村) (P.69)

養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

養護者による虐待を受けた障害者

通報

届出

(1) **市町村虐待防止センター**(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付(受付記録の作成)

(直ちに招集)

(2) 対応方針の協議 《**コアメンバー**》(通報等の内容を詳細に検討)

(3) 事実確認・訪問調査(安否確認) ※必要に応じて都道府県に相談・報告

(4) ケース会議の開催 《**コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム**》

(5) **立入調査**(安否確認) ※市町村職員が実施 ※警察署長への援助要請

ケース会議の開催 《**コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム**》

(9) 成年後見制度利用開始の審判請求

※成年後見制度利用支援事業

(8) 養護者への支援

(7) 障害者への支援

(6) 障害者の保護

・短期入所
・入院・施設入所

※やむを得ない事由による措置

(10) モニタリング ・ 虐待対応の終結

緊急性の判断

市町村

養護者による障害者虐待への対応(市町村) (P.69)

養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

養護者による虐待を受けた障害者

通報

届出

(1) **市町村虐待防止センター**(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付(受付記録の作成)

(直ちに招集)

(2) 対応方針の協議 《**コアメンバー**》(通報等の内容を詳細に検討)

(3) **事実確認・訪問調査(安否確認)** ※必要に応じて都道府県に相談・報告

(4) ケース会議の開催 《**コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム**》

(5) **立入調査(安否確認)** ※市町村職員が実施 ※警察署長への援助要請

ケース会議の開催 《**コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム**》

緊急性の判断

(9) 成年後見制度利用開始の審判請求

※成年後見制度利用支援事業

(8) 養護者への支援

(7) 障害者への支援

(6) 障害者の保護

・短期入所
・入院・施設入所

※やむを得ない事由による措置

(10) モニタリング ・ 虐待対応の終結

市町村

養護者による障害者虐待への対応(市町村) (P.69)

養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

養護者による虐待を受けた障害者

通報

届出

(1) **市町村虐待防止センター**(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付(受付記録の作成)

(直ちに招集)

(2) 対応方針の協議 《**コアメンバー**》(通報等の内容を詳細に検討)

(3) 事実確認・訪問調査(安否確認) ※必要に応じて都道府県に相談・報告

(4) **ケース会議の開催** 《**コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム**》

(5) **立入調査**(安否確認) ※市町村職員が実施 ※警察署長への援助要請

ケース会議の開催 《**コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム**》

(9) 成年後見制度利用開始の審判請求

※成年後見制度利用支援事業

(8) 養護者への支援

(7) 障害者への支援

(6) 障害者の保護

・短期入所
・入院・施設入所

※やむを得ない事由による措置

(10) モニタリング ・ 虐待対応の終結

緊急性の判断

市町村

養護者による障害者虐待への対応(市町村) (P.69)

養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

養護者による虐待を受けた障害者

通報

届出

(1) **市町村虐待防止センター**(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付(受付記録の作成)

(直ちに招集)

(2) 対応方針の協議 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

(3) 事実確認・訪問調査(安否確認) ※必要に応じて都道府県に相談・報告

(4) ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

(5) 立入調査(安否確認) ※市町村職員が実施 ※警察署長への援助要請

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

(9) 成年後見制度利用開始の審判請求

※成年後見制度利用支援事業

(8) 養護者への支援

(7) 障害者への支援

(6) 障害者の保護

・短期入所
・入院・施設入所

※やむを得ない事由による措置

(10) モニタリング ・ 虐待対応の終結

緊急性の判断

市町村

養護者による障害者虐待への対応(市町村) (P.69)

養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

養護者による虐待を受けた障害者

通報

届出

(1) **市町村虐待防止センター**(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付(受付記録の作成)

(直ちに招集)

(2) 対応方針の協議 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

(3) 事実確認・訪問調査(安否確認) ※必要に応じて都道府県に相談・報告

(4) ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

(5) 立入調査(安否確認) ※市町村職員が実施 ※警察署長への援助要請

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

緊急性の判断

(9) 成年後見制度利用開始の審判請求

※成年後見制度利用支援事業

(8) 養護者への支援

(7) 障害者への支援

(6) 障害者の保護

・短期入所
・入院・施設入所

※やむを得ない事由による措置

(10) モニタリング ・ 虐待対応の終結

市町村

養護者による障害者虐待への対応(市町村) (P.69)

養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

養護者による虐待を受けた障害者

通報

届出

(1) **市町村虐待防止センター**(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付(受付記録の作成)

(直ちに招集)

(2) 対応方針の協議 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

(3) 事実確認・訪問調査(安否確認) ※必要に応じて都道府県に相談・報告

(4) ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

(5) 立入調査(安否確認) ※市町村職員が実施 ※警察署長への援助要請

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

緊急性の判断

(9) 成年後見制度利用開始の審判請求

※成年後見制度利用支援事業

(8) 養護者への支援

(7) 障害者への支援

(6) 障害者の保護

・短期入所
・入院・施設入所

※やむを得ない事由による措置

(10) モニタリング ・ 虐待対応の終結

市町村

養護者による障害者虐待への対応(市町村) (P.69)

養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

養護者による虐待を受けた障害者

通報

届出

(1) **市町村虐待防止センター**(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付(受付記録の作成)

(直ちに招集)

(2) 対応方針の協議 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

(3) 事実確認・訪問調査(安否確認) ※必要に応じて都道府県に相談・報告

(4) ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

(5) 立入調査(安否確認) ※市町村職員が実施 ※警察署長への援助要請

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

緊急性の判断

(9) 成年後見制度利用開始の審判請求

※成年後見制度利用支援事業

(8) 養護者への支援

(7) 障害者への支援

(6) 障害者の保護

・短期入所
・入院・施設入所

※やむを得ない事由による措置

(10) モニタリング ・ 虐待対応の終結

市町村

養護者による障害者虐待への対応(市町村) (P.69)

養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

養護者による虐待を受けた障害者

通報

届出

(1) **市町村虐待防止センター**(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付(受付記録の作成)

(直ちに招集)

(2) 対応方針の協議 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

(3) 事実確認・訪問調査(安否確認) ※必要に応じて都道府県に相談・報告

(4) ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

(5) 立入調査(安否確認) ※市町村職員が実施 ※警察署長への援助要請

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

緊急性の判断

(9) 成年後見制度利用開始の審判請求

※成年後見制度利用支援事業

(8) 養護者への支援

(7) 障害者への支援

(6) 障害者の保護

・短期入所
・入院・施設入所

※やむを得ない事由による措置

(10) モニタリング ・ 虐待対応の終結

市町村

4 財産上の不当取引による被害の防止(P.68)

(1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

市町村は、養護者や障害者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介することを規定(第43条第1項)。

(※市町村障害者虐待対応協力者に委託することが可能)

【相談窓口】

消費生活センター、国民生活センター、弁護士会、日本司法支援センター(法テラス)、成年後見センター・リーガルサポート

(2) 成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要。市町村長申立も活用しながら、障害者の財産が守られるよう、支援を行うことが必要(第43条第2項)。

Ⅲ 障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の防止と対応

(マニュアルP.70)

障害者(児)施設における虐待の防止について

※虐待防止関係の通知より

施設における障害者(児)虐待が生ずる要因は複雑・多様であり、個々の実情に応じた**きめ細かな対策が必要**である。

(平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

障害者(児)虐待に共通な構図

- ・虐待は**密室**の環境下で行われる。
- ・障害者(児)の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまで**エスカレート**していく。
- ・職員に行動障害などに対する**専門的な知識や技術がない場合**に起こりやすい。

(平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

障害者（児）虐待防止への取組

- ・利用者への権利侵害をエスカレートさせない等虐待を未然に防止する。
- ・虐待を早期に発見して迅速な対応を図る。
- ・再発防止の観点からその後の支援や指導をきめ細かく行う。

（平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

やむを得ない場合の「身体拘束」について

自傷行為、他害行為、パニックなどの行動障害に対して、障害者(児)自身、周囲の者等の保護のため、緊急やむを得ず障害者(児)に強制力を加える行為は認められる場合があるが、その個々の利用者への適応の範囲・内容については、施設内のガイドライン等を作成して共通認識に基づいて対応を図ること。

(平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

4 身体拘束に対する考え方 (P.88)

(1) 基本的考え方

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待。

身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となる危険がある。

やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければならない。

判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要がある。

(2) 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられる。

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

ア やむを得ず身体拘束を行う3要件 (P.89)

① 切迫性

身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件。利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が、必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要。

イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

- ・組織として慎重に検討・決定する必要。
- ・個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載。
- ・個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要。

② 本人・家族への十分な説明

- ・利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要。

③ 必要な事項の記録

- ・身体拘束を行った場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止(P.71)

(1) 管理職・職員の研修、資質向上

- ・障害者の人権の尊重や虐待の問題について、管理職、職員に高い意識が必要。
- ・職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠。
- ・管理者が率先し、職員とともに、風通し良く、働きがいのある職場環境を整える必要。

(2) 個別支援の推進

- ・利用者個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが、虐待を防止。

(3) 開かれた施設運営の推進

- ・地域住民やボランティア、実習生など多くの人々が施設に関わることや、サービス評価(自己評価、第三者評価など)の導入も積極的に検討することが大切。

(4) 実効性のある苦情処理体制の構築

- ・障害福祉サービス事業所等に対して、サービス利用者やその家族からの苦情処理体制を整備すること等により虐待防止等の措置を講ずることを規定(第15条)。

障害者(児)虐待の未然の防止

(1) 職員の人権意識の向上

- ① 職員が自らの行為が虐待などの権利侵害に当たることを自覚していない場合があることから、別紙のような**掲示物を施設内の見やすい場所に掲示し、職員の自覚・自省を促す。**
なお、掲示物については、職員で話し合っ定期的に新しいものに張り替えるなど、関心が薄れないよう工夫する。
- ② **倫理綱領、行動規範**等を定め、職員に周知徹底する。
- ③ 普段から研修などを通して、職員の**人権意識を高める。**

(平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

障害者(児)を支援する職員の方に

以下のような行為は、障害者(児)への虐待です。

不適切な支援から、傷害罪などに当たる犯行行為まで様々ですが、いずれも障害者(児)の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

○身体的虐待

- ・殴る、蹴る、たばこを押しつける。
- ・熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。
- ・戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、縄などで縛る。

○性的虐待

- ・性交、性的暴力、性的行為の強要。
- ・性器や性交、性的雑誌やビデオを見るように強いる。

○ネグレクト

- ・自己決定といって、放置する。
- ・話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。
- ・失禁をしていても衣服を取り替えない。
- ・職員の不注意によりけがをさせる。

○心理的虐待

- ・「そんなことすると外出させない」など言葉による脅迫。
- ・「何度言ったらわかるの」など心を傷つけることを繰り返す。
- ・成人の障害者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける。
- ・他の障害者(児)と差別的な取り扱いをする。

○その他

- ・障害者(児)の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分。
- ・職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる。
- ・躰げや指導と称して行われる上記の行為も虐待です。

自分がされたら嫌なことを障害者(児)にしていますか。
常に相手の立場で、適切な支援を心がけましょう。

(2) 職員の知識や技術の向上

研修などを通して、職員の知識や技術、特に行動障害などの問題行動を有する利用者が虐待を受けるケースが高いと言われていることから、それぞれの施設において、次のような取組を行うこと。

- ① 研修などを通して、職員の知識や技術、特に行動障害などの特別な支援を必要とする障害者(児)の支援に関する**知識や技術の向上**を図る。
- ② 個々の障害者(児)の状況に応じた**個別支援計画**を作成するなどして、適切な支援を行う。
- ③ 職員が支援に当たっての**悩みや苦労**を相談できる体制を整える他、職員が利用者の**権利擁護**に取り組める環境を整備する。

(平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(3) 苦情解決制度の利用

苦情解決制度については、社会福祉法において社会福祉事業の経営者に対して、利用者等からの苦情の適切な解決に努めるべきこととされており、更に施設運営者と中立的立場にある第三者委員を積極的に活用することなどにより、障害者(児)虐待を未然に防止する見地から苦情解決制度の実効性を確保すること。

(4) サービス評価などの利用

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」等を参考にして利用者の権利擁護がなされるよう積極的に取り組むこと。

(5) 成年後見制度の利用

自ら権利を擁護することに困難を抱える障害者については、成年後見制度を活用して権利擁護を行っていくことが重要である。

権利侵害行為の未然防止のための措置について

厚生労働省令で定める設備及び運営に関する基準には、次の旨が規定されている。

- (1) 運営規定として、**虐待の防止のための措置に関する事項**を定めておかねばならない。
- (2) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の一般原則として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、**責任者を設置する等必要な体制の整備**を行うとともに、その従事者に対し、**研修を実施する等の措置**を講ずるよう努めなければならない。

(平成20年3月31日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

都道府県によるサービス事業者への指導

- (1) 上記基準に基づき定めた虐待防止のための措置に関する**運営規定を職員に周知徹底**すること。
- (2) 専門機関や関係団体の協力を得て、研修を実施するなど、**職員の知識や技術の向上に努める**こと。

なお、指導に当たっては、**職員が自らの行為を虐待などの権利侵害に当たると自覚していない場合がある**ことに留意し、サービス事業者等が職員に対し利用者の人権の擁護、虐待の防止等に関する意識について点検を行う等、**職員の人権に関する自覚・自省を促すよう指導**する。

(平成20年3月31日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

障害者(児)虐待の早期発見・対応

障害者(児)やその家族は、支援を受けている施設への遠慮から、直接苦情を言いにくいという指摘や、入所施設においては権利侵害行為が明るみになりにくいといった指摘があることから、都道府県及び市町村は、あらゆる機会を通じて、障害者(児)に対する権利侵害行為の防止に関する普及・啓発に努めるとともに、権利侵害行為の早期発見に努めること。

また、通報先として、都道府県、市町村、児童相談所などの行政窓口における苦情の受付、都道府県社会福祉協議会の運営適正委員会における苦情解決制度の活用を図ること。

権利侵害行為が発生していることを察知した場合には、権利侵害行為の拡大に繋がらないよう、関係法令に基づく調査を行い、関係者に対する報告を求める等により、事実関係を早急に確認すること。

(平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

施設内の調査について

都道府県及び市町村は、施設における障害者(児)虐待の情報を得たときは、虐待の拡大につながらないように、社会福祉法第70条などの関係法令に基づく調査を速やかに開始すること。

また、調査は**利用者の生命保護・人権擁護の立場から行う**こと。

調査に当たっては、障害者(児)やその家族、施設関係者等複数の人々からの聞き取りを行い、その際、本人やその家族が安心して話せる場所の設定や、やさしく説明する等の配慮を行うこと。

また、**話の秘密が守られること**や、**権利が擁護されることを丁寧に説明**すること。

調査後の対応について

都道府県は、虐待の行われた施設に対し、知的障害者福祉法、身体障害者福祉法、児童福祉法等に基づく**改善命令、業務停止**等、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく**業務の停止**等又は社会福祉法に基づく**改善命令、業務停止、許可取消し**等の適切な対応を図ること。

また、市町村は、知的障害者福祉法又は身体障害者福祉法による**通知**を行うなど、都道府県と協力して対応すること。

これらの対応を行うに当たって、都道府県及び市町村は、必要に応じて**警察や法務局・地方法務局と連携**すること。

(平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

権利侵害行為を行ったサービス事業者等に対する厳格な対処について

法においては、サービス事業者等が(サービス事業者等の責務)に違反したと認められるときは、都道府県知事は、サービス事業者等に係る**指定を取消し**、又は期間を定めてその**指定の全部若しくは一部の効力を停止**することができるなど、都道府県知事に対して監督権限を付与している。権利侵害行為の事実が確認された場合には、こうした監督権限の行使を含めて適切な措置を講ずること。

特に、サービス事業者等において**組織的な権利侵害行為の存在が明らかになった場合**には、代替施設を含めたサービス利用の継続性にも配慮しつつ、当該サービス事業者等に対し、**指定の取消、役員体制の一新の指導**など厳正な対処を行うこと。

(平成20年3月31日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

対応後の支援について

- (1) 虐待を受けた障害者(児)やその家族については、心のケアを含め、その後の支援が適切に行われるよう**継続的にフォロー**すること。
- (2) 虐待が行われた施設については、その後の支援をきめ細かく行い、再発の防止に努めるとともに、**ケースを一つの特異なケースとせず、施設に共通な課題として取り組むために、必要に応じ、情報を都道府県内の施設に提供すること。**
施設での再発を防止するためには、**改善計画を作成し、それに則り迅速な対応を図るよう指導すること。**その際、理事会や施設長など管理者が大きな役割を果たすことから、適切な**理事会組織や管理体制が構築できるよう指導**すること。
- (3) 虐待防止は、県内全体の課題と受け止め、**再発防止のためのシステム構築や虐待対応マニュアルの作成等**を各施設に指導すること。

関係者の連携について

施設における障害者(児)の虐待については、都道府県、市町村、福祉事務所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、児童相談所、保健所、精神保健福祉センターなどの機関だけでなく、障害者(児)団体、施設などの関係団体、学校、警察、法務局・地方法務局、司法関係者、医療関係者、民生委員、人権擁護委員、ボランティア、オンブズマン、地域の住民などの協力なしには効果的な対応が図られないことから、これら**関係機関とのネットワークを普段から構築**すること。

また、障害者(児)虐待の未然防止については、**施設職員のモラルの向上や権利問題を検討できる職場の雰囲気**などが重要であることから、改めてその周知徹底を図ること。そのために、施設職員等に対する研修の機会を利用すること。

(平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

最近の主な障害者虐待に係る報道

	都道府県	新聞報道	虐待種別	虐待が起こった場所	内 容	行政の対応
1	千葉県	H22.4.7	性的虐待	障害者支援施設	施設職員が利用者に対して、 性的虐待 を行っていた。	行政が立入調査を実施。 法人に対し、研修の実施やマニュアルの周知徹底、利用者の健康状況のチェック等の改善措置を講ずるよう、 <u>障害者自立支援法に基づき</u> 勧告。
2	大阪府	H22.4.8	身体的虐待	知的障害児施設	施設職員が利用者に対して、 身体的暴力 を行っていた。	行政が立入調査を実施。 法人に対し、健全な組織運営体制の確立、研修の実施や苦情解決システムの構築等の改善措置を講ずるよう、指導。
3		H22.4.14	身体的虐待	知的障害児施設	施設職員が利用者に対して、 身体的暴力 や 身体拘束 を行っていた。	行政が立入調査を実施。 法人に対し、研修の実施、やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きに係るマニュアル等の整備、健全な組織運営体制の確立等の改善措置を講ずるよう、指導。
4		H22.7.16	身体的虐待	知的障害者更生施設	施設職員が利用者に対し、 身体的暴力 を行っていた。	行政が立入調査を実施。 法人に対し、不適切な支援の是正、研修の実施、やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きに係るマニュアル等の整備、健全な組織運営体制の確立等の改善措置を講ずるよう、指導。
5		H22.9.1	身体的虐待	障害者支援施設	施設職員が利用者に対して、 身体的暴力 を行っていた。	行政が立入調査を実施。 法人に対し、健全な組織運営体制の確立、苦情解決システムの構築、研修の実施等の改善措置を講ずるよう、 <u>障害者自立支援法に基づき</u> 勧告。
6		埼玉県	H23.2.16	性的虐待	知的障害者入所更生施設 知的障害児施設	施設職員が利用者に対して、 性的虐待 を行っていた。

社会福祉法人T福祉会に対する
大阪府「設備及び運営に関する基準の遵守について」勧告(抄)
(平成22年8月31日付)

- (1) 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人権を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならないが、**職員が当該利用者に対し「身体的虐待」「心理的虐待」を行っていた。**

【平成18年9月29日厚労令第172号第3条第2項】

- (2) 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなくてはならないが、**虐待防止:マニュアルの内容及び取り扱いについて、支援の現場の実情に即さないとともに、従業者への周知がなされていない形式的なものとなっていた。また、研修の記録、外部研修受講後の伝達研修の実施が不十分であった。**

【平成18年9月29日厚労令第172号 第3条第3項、第42条第3項】

- (3) 指定障害者支援施設等の**サービス管理責任者**は、施設障害福祉サービス計画の作成後、**施設サービス計画**の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行わなくてはならないが、**実施状況の把握が不十分**であった。

また、**他の従業者に対する技術指導及び助言**を行わなくてはならないが、**技術指導及び助言が不十分**であった。

【平成18年9月29日厚労令第172号 第23条第8項、第24条第1項第3号】

(4) 指定障害者支俊施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者に人員、設備及び運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならないが、**管理者による管理監督が不十分**で、人員、設備及び運営に関する基準を遵守させるために必要な**指揮・命令が適切に行われておらず**、従業者による、**利用者に対する人権への配慮に欠けた不適切な支援**を招いた。

【平成18年9月29日厚労令第172号 第40条第3項】

(5) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないが、緊急やむを得ず利用者の**行動を制限する場合に必要な手続(拘束の妥当性についての組織判断等)**を行わずに居室等への**施錠隔離による行動制限並びに布紐等による身体拘束**を行っていた。

【平成18年9月29日厚労令第172号 第48条第1項】

(6) 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の**利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項**を記録しなければならないが、これらの事項が**適切に記録されていなかった**。

【平成18年9月29日厚労令第172号 第48条第2項】

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応 (P.80)

従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

従事者等による虐待を受けた障害者

通報

届出

市町村虐待防止センター(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付記録の作成

(直ちに招集)

緊急性の判断 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

事実確認・訪問調査 ※必要に応じて都道府県に相談・報告

障害者施設従事者等による虐待が疑われる場合(速やかに招集)

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

↓ 障害者施設従事者等による虐待が認められた場合

虐待防止・障害者保護を図るための各法規による権限の行使

・施設からの報告徴収・立入検査・事業者の監督 等

従事者等による虐待の状況等の報告

苦情処理窓口
関係機関等へ

見極め

都道府県障害者権利擁護センター

安全の確認その他の事実の確認(市町村と連携)

虐待防止・障害者保護を図るため障害者自立支援法、社会福祉法等の規定による権限の適切な行使

[社会福祉法] 報告徴収、措置命令、業務制限・停止命令、認可取消

[障害者自立支援法] 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

従事者等による虐待の状況等の公表(毎年度)

市町村

都道府県

(1) 通報等の受付

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村への通報義務が規定されている(第16条第1項)。これは、発見者が障害者福祉施設従事者等の場合であっても同様。

また、虐待を受けた障害者は市町村に届け出ることができる(第16条第2項)。

イ 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合

障害者が入所している障害者支援施設の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性。

いずれの場合も、通報者への聞き取りなどの初期対応は通報等を受けた市町村が行う。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぐ。

その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県(政令市・中核市)と協力して行うことになるため、当該自治体にも速やかに連絡を入れる。

ウ 通報等の受付時の対応 (P.74)

- ・通報等の内容は、サービス内容に対する苦情や、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられるため、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要。
- ・通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口(例・市町村や事業所の苦情処理窓口等)での対応が適切な場合は適切な相談窓口につなぐ。
- ・障害者福祉施設従事者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要。施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に特に配慮することが必要。

エ 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと(この旨は、養護者による障害者虐待についても同様。)(第16条第3項)
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと(第16条第4項)。

■ 公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い(降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等)の禁止

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応 (P.80)

従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

従事者等による虐待を受けた障害者

通報

届出

市町村虐待防止センター(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付記録の作成

(直ちに招集)

緊急性の判断 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

事実確認・訪問調査 ※必要に応じて都道府県に相談・報告

障害者施設従事者等による虐待が疑われる場合(速やかに招集)

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

↓ 障害者施設従事者等による虐待が認められた場合

虐待防止・障害者保護を図るための各法規による権限の行使

・施設からの報告徴収・立入検査・事業者の監督 等

従事者等による虐待の状況等の報告

見極め

苦情処理窓口
関係機関等へ

市町村

都道府県

都道府県障害者権利擁護センター 安全の確認その他の事実の確認(市町村と連携)

虐待防止・障害者保護を図るため障害者自立支援法、社会福祉法等の規定による権限の適切な行使

[社会福祉法] 報告徴収、措置命令、業務制限・停止命令、認可取消

[障害者自立支援法] 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

従事者等による虐待の状況等の公表(毎年度)

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応 (P.80)

従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

従事者等による虐待を受けた障害者

通報

届出

市町村虐待防止センター(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付記録の作成

(直ちに招集)

緊急性の判断 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

事実確認・訪問調査 ※必要に応じて都道府県に相談・報告

障害者施設従事者等による虐待が疑われる場合(速やかに招集)

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

↓ 障害者施設従事者等による虐待が認められた場合

虐待防止・障害者保護を図るための各法規による権限の行使

・施設からの報告徴収・立入検査・事業者の監督 等

従事者等による虐待の状況等の報告

見極め

苦情処理窓口
関係機関等へ

市町村

都道府県

都道府県障害者権利擁護センター 安全の確認その他の事実の確認(市町村と連携)

虐待防止・障害者保護を図るため障害者自立支援法、社会福祉法等の規定による権限の適切な行使

[社会福祉法] 報告徴収、措置命令、業務制限・停止命令、認可取消

[障害者自立支援法] 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

従事者等による虐待の状況等の公表(毎年度)

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応 (P.80)

従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

従事者等による虐待を受けた障害者

通報

届出

市町村虐待防止センター(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付記録の作成

(直ちに招集)

緊急性の判断 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

事実確認・訪問調査 ※必要に応じて都道府県に相談・報告

障害者施設従事者等による虐待が疑われる場合(速やかに招集)

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

↓ 障害者施設従事者等による虐待が認められた場合

虐待防止・障害者保護を図るための各法規による権限の行使

・施設からの報告徴収・立入検査・事業者の監督 等

従事者等による虐待の状況等の報告

見極め

苦情処理窓口
関係機関等へ

市町村

都道府県

都道府県障害者権利擁護センター 安全の確認その他の事実の確認(市町村と連携)

虐待防止・障害者保護を図るため障害者自立支援法、社会福祉法等の規定による権限の適切な行使

[社会福祉法] 報告徴収、措置命令、業務制限・停止命令、認可取消

[障害者自立支援法] 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

従事者等による虐待の状況等の公表(毎年度)

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応 (P.80)

従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

従事者等による虐待を受けた障害者

通報

届出

市町村虐待防止センター(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付記録の作成

(直ちに招集)

緊急性の判断 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

事実確認・訪問調査 ※必要に応じて都道府県に相談・報告

障害者施設従事者等による虐待が疑われる場合(速やかに招集)

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

↓ 障害者施設従事者等による虐待が認められた場合

虐待防止・障害者保護を図るための各法規による権限の行使

・施設からの報告徴収・立入検査・事業者の監督 等

従事者等による虐待の状況等の報告

見極め

苦情処理窓口
関係機関等へ

市町村

都道府県

都道府県障害者権利擁護センター 安全の確認その他の事実の確認(市町村と連携)

虐待防止・障害者保護を図るため障害者自立支援法、社会福祉法等の規定による権限の適切な行使

[社会福祉法] 報告徴収、措置命令、業務制限・停止命令、認可取消

[障害者自立支援法] 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

従事者等による虐待の状況等の公表(毎年度)

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応 (P.80)

従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

従事者等による虐待を受けた障害者

通報

届出

市町村虐待防止センター(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付記録の作成

(直ちに招集)

緊急性の判断 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

事実確認・訪問調査 ※必要に応じて都道府県に相談・報告

障害者施設従事者等による虐待が疑われる場合(速やかに招集)

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

↓ 障害者施設従事者等による虐待が認められた場合

虐待防止・障害者保護を図るための各法規による権限の行使

・施設からの報告徴収・立入検査・事業者の監督 等

従事者等による虐待の状況等の報告

見極め

苦情処理窓口
関係機関等へ

市町村

都道府県

都道府県障害者権利擁護センター 安全の確認その他の事実の確認(市町村と連携)

虐待防止・障害者保護を図るため障害者自立支援法、社会福祉法等の規定による権限の適切な行使

[社会福祉法] 報告徴収、措置命令、業務制限・停止命令、認可取消

[障害者自立支援法] 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

従事者等による虐待の状況等の公表(毎年度)

【別表】社会福祉法・障害者自立支援法による権限規定 (P.84～86)

社会福祉法	第56条第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	社会福祉法人に対する報告徴収、検査
	第56条第2項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	社会福祉法人に対する措置命令
	第56条第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員への解職勧告
	第56条第4項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	社会福祉法人に対する解散命令
	第57条	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	社会福祉法人に対する事業停止命令
	第71条	都道府県知事	社会福祉施設に対する改善命令
	第72条	都道府県知事	社会福祉事業を営む者に対する事業制限・停止命令、許可取消、認可取消

障害者自立支援法	第10条	市町村	障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第11条第2項	厚生労働大臣 都道府県知事	自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対する報告徴収等
	第48条第1項	都道府県知事 市町村長	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第48条第3項	都道府県知事 市町村長	指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、立入調査等
	第49条第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者に対する勧告
	第49条第2項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告
	第49条第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定事業者等の公表
	第49条第4項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定事業者等に対する措置命令
	第50条第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者福祉サービス事業者の指定取消、効力停止
	第50条第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設の指定取消、効力停止

障害者自立支援法	第51条の3第1項	厚生労働大臣 都道府県知事	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する報告徴収、立入検査等。（業務管理体制）
	第51条の4第1項	厚生労働大臣 都道府県知事	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する勧告（業務管理体制）
	第51条の4第2項	厚生労働大臣 都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の公表（業務管理体制）
	第51条の4第3項	厚生労働大臣 都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する措置命令（業務管理体制）
	第51条の27第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第51条の27第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第51条の28第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する勧告
	第51条の28第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する勧告
	第51条の28第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表
	第51条の28第4項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者に対する措置命令

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応 (P.80)

従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

従事者等による虐待を受けた障害者

通報

届出

市町村虐待防止センター(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付記録の作成

(直ちに招集)

緊急性の判断 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

事実確認・訪問調査 ※必要に応じて都道府県に相談・報告

障害者施設従事者等による虐待が疑われる場合(速やかに招集)

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

↓ 障害者施設従事者等による虐待が認められた場合

虐待防止・障害者保護を図るための各法規による権限の行使

・施設からの報告徴収・立入検査・事業者の監督 等

従事者等による虐待の状況等の報告

見極め

苦情処理窓口
関係機関等へ

市町村

都道府県

都道府県障害者権利擁護センター 安全の確認その他の事実の確認(市町村と連携)

虐待防止・障害者保護を図るため障害者自立支援法、社会福祉法等の規定による権限の適切な行使

[社会福祉法] 報告徴収、措置命令、業務制限・停止命令、認可取消

[障害者自立支援法] 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

従事者等による虐待の状況等の公表(毎年度)

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応 (P.80)

従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

従事者等による虐待を受けた障害者

通報

届出

市町村虐待防止センター(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付記録の作成

(直ちに招集)

緊急性の判断 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

事実確認・訪問調査 ※必要に応じて都道府県に相談・報告

障害者施設従事者等による虐待が疑われる場合(速やかに招集)

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

↓ 障害者施設従事者等による虐待が認められた場合

虐待防止・障害者保護を図るための各法規による権限の行使

・施設からの報告徴収・立入検査・事業者の監督 等

従事者等による虐待の状況等の報告

見極め

苦情処理窓口
関係機関等へ

市町村

都道府県

都道府県障害者権利擁護センター 安全の確認その他の事実の確認(市町村と連携)

虐待防止・障害者保護を図るため障害者自立支援法、社会福祉法等の規定による権限の適切な行使

[社会福祉法] 報告徴収、措置命令、業務制限・停止命令、認可取消

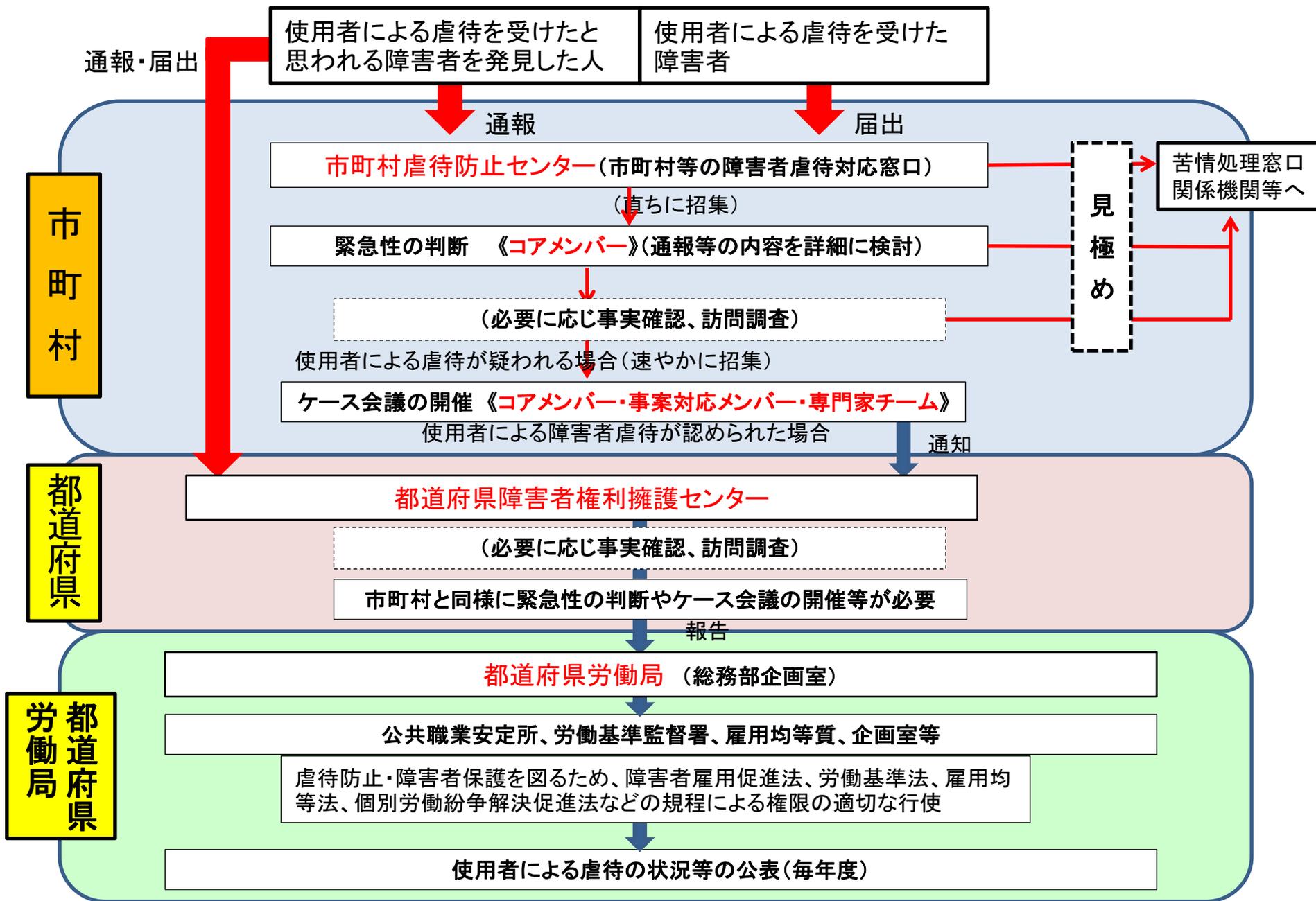
[障害者自立支援法] 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

従事者等による虐待の状況等の公表(毎年度)

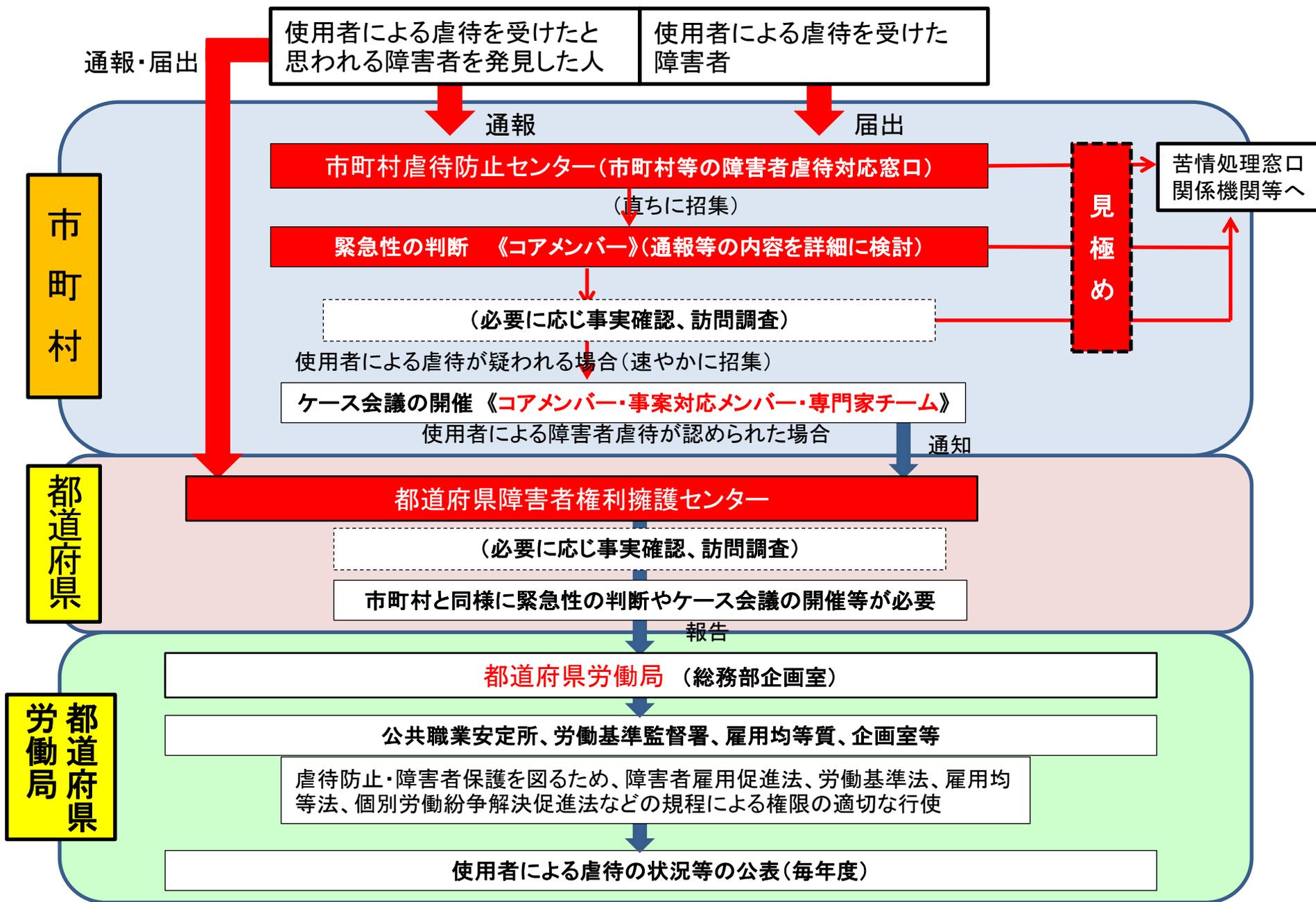
IV 利用者による障害者虐待の 防止と対応

(マニュアルP.90)

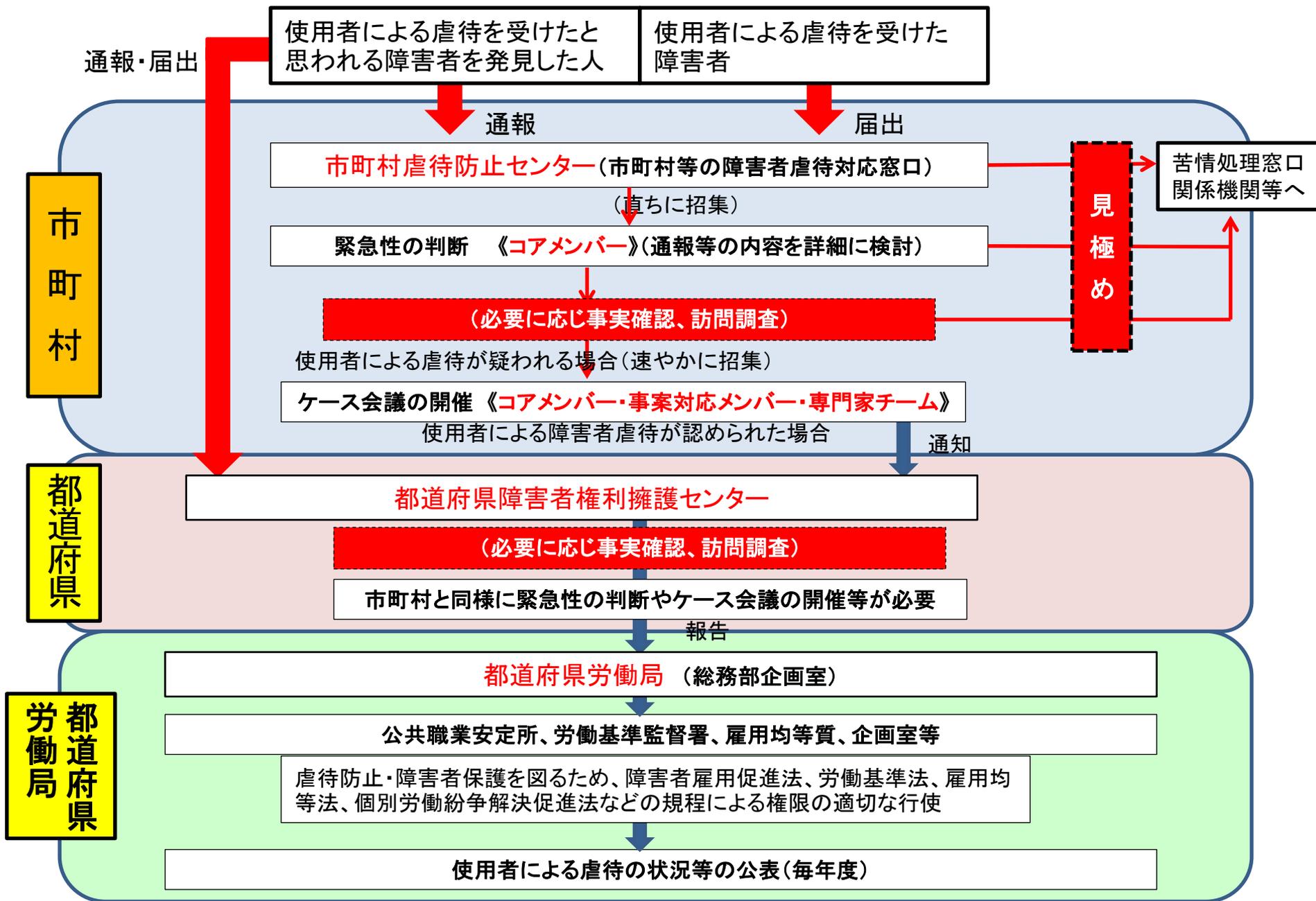
使用者による障害者虐待への対応 (P.104)



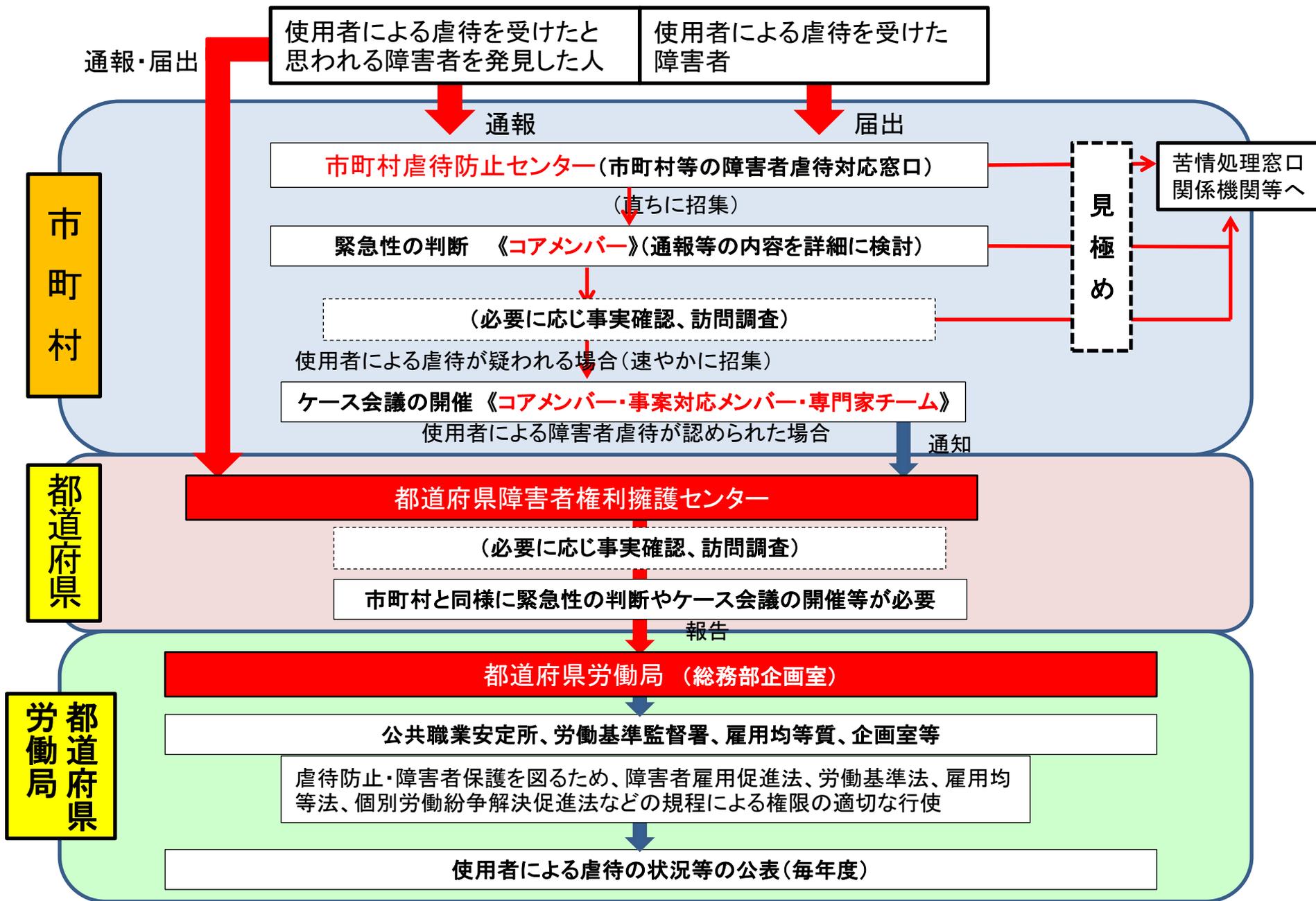
使用者による障害者虐待への対応 (P.104)



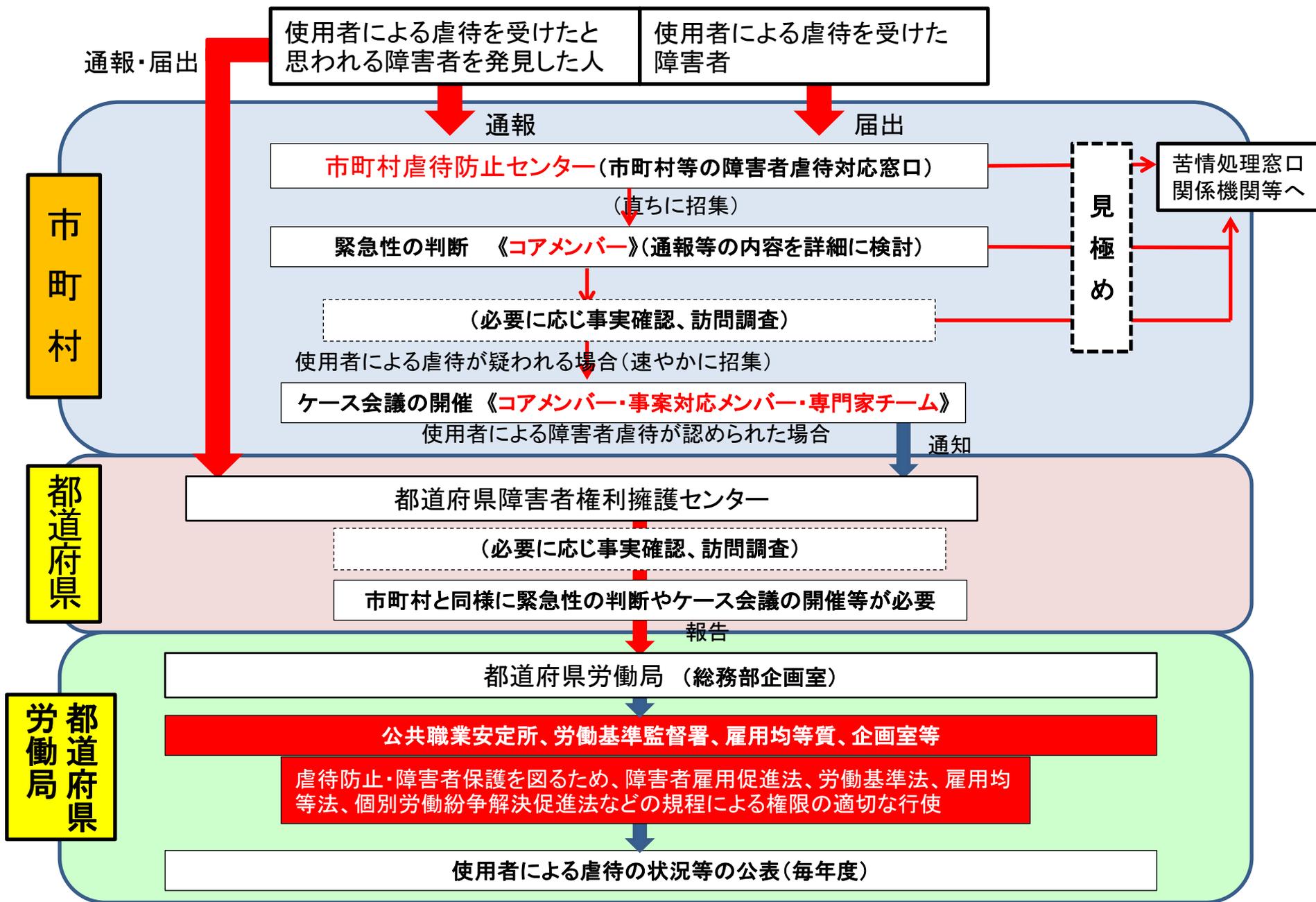
使用者による障害者虐待への対応 (P.104)



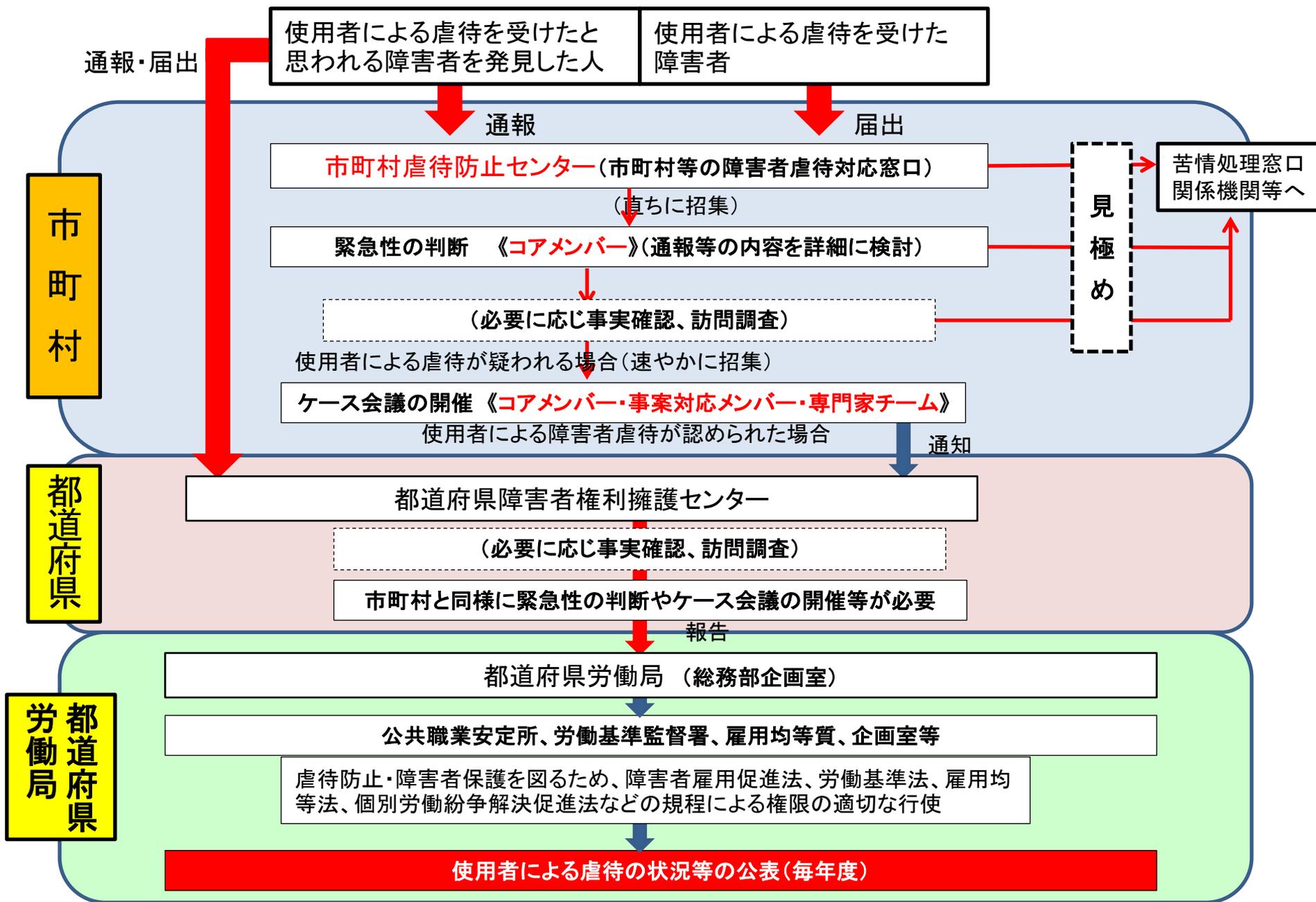
使用者による障害者虐待への対応 (P.104)



使用者による障害者虐待への対応 (P.104)



使用者による障害者虐待への対応 (P.104)



(参考) 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）に向けた対応

国における対応

- (1) 全国会議において、都道府県・市町村に施行に向けた準備を依頼（昨年9月開催）
- (2) 国研修の実施(本年度は7月9日～11日に実施)
 - 都道府県研修の企画運営に携わる者向けに研修を実施
- (3) 都道府県・市町村職員向けのマニュアルの作成（本年3月）
- (4) 平成24年度障害者虐待状況等の調査
 - 自治体の体制整備の状況の調査を実施し、体制整備を推進（本年4月・10月）
 - 自治体に障害者虐待の状況等の調査を実施（本年2月に調査内容案提示）

都道府県における対応

- (1) 体制整備に向けた検討等（本年9月まで）
 - 都道府県センターの設置方法・体制の検討
 - 都道府県労働局等の関係機関との連携のための検討会議の開催
 - 市町村に対して施行に向けた準備を進めるよう働きかけ
- (2) 都道府県研修の実施
 - 国研修を受け、市町村職員、相談支援事業者、サービス事業者向けに研修を実施
- (3) 体制整備に向けた具体的な準備（本年9月まで）
 - 都道府県センターについて、市町村や障害福祉サービス事業者等へ明示
 - 都道府県労働局等の関係機関との連携会議の開催
 - 市町村の準備状況に対する助言
 - サービス事業者への指導
 - 業務マニュアル・指針等の策定

市町村における対応

(1) 体制整備に向けた検討（本年9月まで）

- 市町村センターの設置方法・体制等の検討
- 地域の関係機関との連携のための検討会議の開催

(2) 都道府県研修の受講

(3) 体制整備に向けた具体的な準備（本年9月まで）

- 市町村センターについて、地域住民、地域の関係機関等へ明示
- 地域の関係機関との連携会議の開催
- 業務マニュアル・指針等の策定

障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

(1) 連携協力体制整備事業

- 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

連携協力体制を整備した上で、
(2)から(5)を地域の実情を踏まえ、実施

(3) 研修事業

- 障害福祉サービス事業所等の**従事者や管理者、相談窓口職員**に対する**障害者虐待防止に関する研修を実施**する。

(2) 家庭訪問等個別支援事業

① 家庭訪問

- 過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、**相談支援専門員等を訪問させる**ことにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

② 相談窓口の強化

- 障害者虐待に係る**24時間・365日の相談体制を整備**する。

③ 一時保護のための居室の確保等

- 事前に障害者支援施設や短期入所事業所等に依頼し、**居室の確保**を行うとともに、**緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れ**について支援する。

④ カウンセリング

- 医師、臨床心理士等が、虐待を受けた障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、**カウンセリング**を行う。

(4) 専門性強化事業

- 医師や弁護士等による医学的・法的な**専門的助言を得る体制を確保**する。
- 有識者から構成されるチームを設置し、**虐待事例の分析等**を行う。

⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

(5) 普及啓発事業

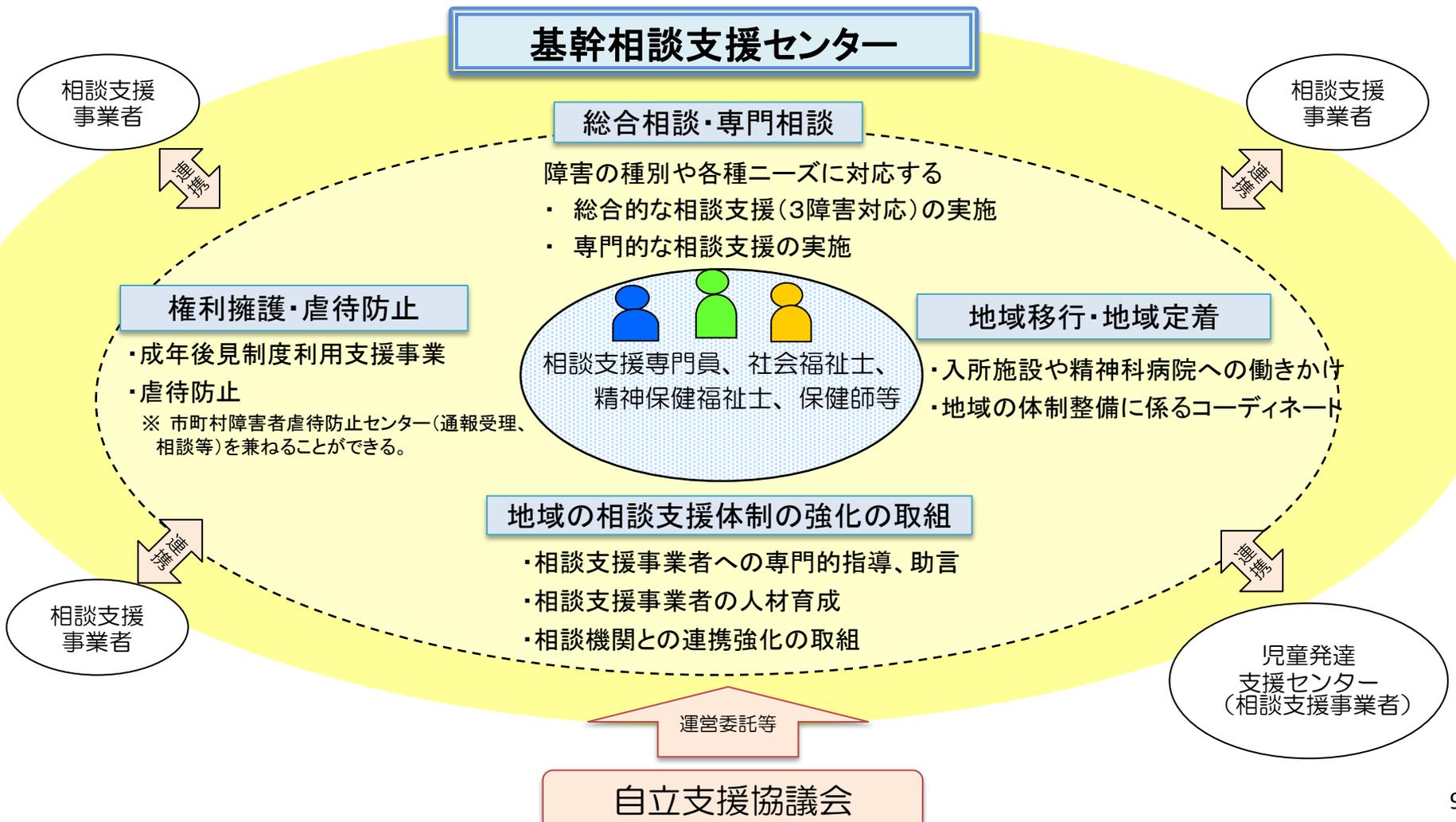
※ 障害者虐待防止・権利擁護事業(平成24年度予算：4,004千円)
国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

障害者自立支援法等の改正について

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算案において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とする予定。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とする予定。



成年後見制度利用支援事業の必須事業化

法 対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。

→ 助成費用(厚生労働省令で定める費用)は、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部とする。

※平成24年度予算においては、地域生活支援事業費補助金において、成年後見制度利用支援事業のほか、新たに、成年後見制度の利用促進のための普及啓発や法人後見を行う事業所の立ち上げの支援に係る国庫補助を盛り込んでいる。

